

平成 29 年度 木曾町友好都市向け宿泊施設利用助成券事業

1. 事業内容

=助成内容=

○29年度の助成内容

上記、住民の方々、関係者の皆さまに対して

宿泊1泊につき、一人 2,000円 の助成券の発行。

※各自治体での発行枚数に限りがあります。

+ (プラス)

◎29年度も木曾町宿泊事業者が木曾町内商工事業者（異業種の事業者）と提携し宿泊助成以外にも各宿泊施設独自特典を考案しお客様によりお得感を感じられるような仕組みづくりをいたします。

平成29年度木曾町友好都市助成券発行事業

平成29年度の対象者（28年度同様です）

- ① 対象自治体の住民の方。（住民票がある方）
- ② 住民票はないが対象自治体に勤務する方。
- ③ 住民票はないが対象自治体に通学する方。
- ④ 対象自治体の方が1名以上いるグループ。

（④については、グループ代表者が対象自治体の関係者※で、同じ宿に宿泊されることが条件となります。）

※下記、表の④の代表者とは、友好都市の①～③の方を示します。

対象者	貴自治体での確認方法	備考
①友好都市住民	住所が分かる物 ・免許証、保険証など	・家族の場合は、代表者の身分証のみで可。
②友好都市勤務者 (住民票なし)	勤務先が分かる物 ・名刺、勤務者証	
③友好都市通学者 (住民票なし)	通学先が分かる物 ・学生証	
④ 友好都市住民が1名 以上いるグループ	友好都市住民（代表者1名） の免許証、保険証など	・宿泊先は、全員が同宿 である事が条件。

木曾町友好都市住民宿泊助成券について (助成券を利用の方へ)

- ①対象者は、友好都市在住者・勤務者・通学者及び先の方が代表になっているご家族、グループです。
- ②助成券は、お泊りになるお宿での現金精算・クレジットカード精算のみ利用できます。
※クレジットカードが利用できない施設もあります。
- ③助成券は、宿泊予約された人数分発行します。(1人=1泊=1枚)
- ④ご家族・グループでのお泊りは必ず同じ宿にお泊りください。
- ⑤助成券の使用期限は、平成30年3月31日まで
- ⑥助成券の複写、売買など不正な使用は無効となります。
- ⑦人数変更・キャンセルがあった場合は、宿泊施設へ必ずお電話をください。
- ⑧助成券は、宿泊施設のキャンセル料に充てる事はできません。
- ⑨助成券は、枚数限定ですので、無くなりしだい終了となります。

※観光を目的として木曾町内助成券利用可能施設にお泊りになる方が対象となります。
※一般的な個人、家族、グループ旅行を想定しております。ツアー企画などお客様としてツアー会社及び団体などに料金を支払って参加される旅行や合宿等は、対象外ですのでご承知おきください。



木 曾 町 役 場

(担当課)

観光交流課

TEL 0264-22-4285

FAX 0264-23-2121

✉ kanko@town-kiso.net

URL <http://www.town-kiso.com/>